

高森町立小・中・義務教育学校における「敷地内禁煙」の実施について

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行により、高森町立小・中・義務教育学校のグラウンドや駐車場などを含む敷地内（屋内・屋外全て）は、令和元年7月1日から全面禁煙となります。また、学校敷地外（周辺の路上や店舗等）におきましても、周辺の迷惑となる喫煙を行わないなど、教育施設における児童生徒等の受動喫煙防止徹底の取り組みにご理解とご協力をお願いします。